

第2次鹿児島市男女共同参画計画

後 期
〔平成29年度～平成33年度〕



鹿児島市

はじめに



少子高齢化が進行し、人口減少局面への移行が現実となった現在、すべての個人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現させることが、社会の多様性と活力を高める観点からも一層重要性を増しています。

本市では、平成24年に、平成33年度までを計画期間とする第2次鹿児島市男女共同参画計画を策定するとともに、平成26年に鹿児島市男女共同参画推進条例を制定し、これらに基づく取組を総合的かつ体系的に進めてまいりました。

平成28年度に計画期間の中間年を迎えたことから、このたび、国の第4次男女共同参画基本計画や社会情勢の変化等を踏まえて改定を行いました。改定した計画では、条例に示された5つの基本理念のもと、3つの基本目標を掲げて各種施策を推進することとしております。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画を新たに盛り込みました。今後、働く場における男女共同参画や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、女性の一層の活躍を図るとともに、男女がともに家庭生活や地域活動に参画できる、多様性に富んだ活力あるまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆様はもちろん、事業者や市民団体など多様な主体と行政が一体となった取組を進めていくことが何より重要です。今後とも皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました鹿児島市男女共同参画審議会の委員をはじめとする関係の皆様、パブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

鹿児島市長 森 博幸

目次

第1章 計画の趣旨と背景	1
1 計画の趣旨	
2 計画の背景	
3 世界と国の動き	
4 鹿児島県の動き	
5 鹿児島市の取組	
第2章 計画の概要	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の性格	
4 計画期間	
5 計画の視点	
6 計画の体系	
第3章 計画の内容	
基本目標 I 男女共同参画社会に向けての意識づくり	
I-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	11
I-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	13
基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の促進	
II-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	15
II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進	鹿児島市女性 活躍推進計画 17
II-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	21
II-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進	23
II-5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調	25
基本目標 III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり	
III-1 配偶者等からの暴力の根絶	鹿児島市DV対策基本計画 26
III-2 男女の人権の尊重と自立への支援	32
第4章 計画達成のための指標	35
第5章 計画の推進	36
1 市民と行政の協働による計画の推進	
2 庁内における推進体制の強化	
3 男女共同参画センターの機能の充実	
4 国、県、関係機関、民間等との連携	
5 計画の進行管理 推進体制	
参考資料	38

関係法令、男女共同参画に関する年表、用語解説

本編中で*印がついている用語については、巻末の用語解説に説明があります。
なお、同一章内で頻出する用語については、最初に出てくる用語に*印を付しています。